

# 山口県報

令和5年  
3月14日  
(火曜日)

## 目 次

○規則

山口県公文書管理委員会規則(学事文書課)……………一

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(市町課)……………二

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………二

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………三

山口県農林総合技術センター規則の一部を改正する規則(農林水産政策課)……………三

○県議会規則

山口県議会会議規則の一部を改正する規則……………五



山口県公文書管理委員会規則をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第七号

山口県公文書管理委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県公文書等管理条例(令和五年山口県条例第一号)第三十三条第五項の規定に基づき、山口県公文書管理委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、会長(会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する委員)及び二人以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

7 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

8 前条(第三項を除く。)の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、総務部学事文書課において処理する。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第八号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年山口県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二（見出しを含む。）中「別表第一号の七へ」を「別表第一号の七リ」に改め、同条第一号中「旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）」を「旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）」に、「第二条第一項第二号イ」を「第五条第一項第二号イ」に改め、同条第二号中「第二条第一項第二号ロ」を「第五条第一項第二号ロ」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 省令第五条第四項の規定による認定をし、及び同項の規定により提示又は提出を求めること。

第一条の二第四号中「第三条第一項」を「第七条第一項」に改め、「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第五号中「第三条第二項の規定による」を「第七条第二項の」に、「求める」を「受ける」に改め、「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を削り、同条に次の二号を加える。

六 省令第七条第五項後段の規定による認定をし、及び同項後段の規定により提示又は提出を求めること（省令第十七条第四項において準用する場合を含む。）。

七 省令第十七条第二項の規定による認定をし、及び同項の規定により提示又は提出を求めること。

第九条第一号中「宅地造成等規制法施行細則」を「宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則（令和五年山口県規則第六号）」による改正前の宅地造成等規制法施行細則に、「規則」を「旧規則」に、「（規則）」を「（旧規則）」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「規則」を「旧規則」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「別表第三十三号の三ノ、第三十三号の四ケ、第三十三号の五ノ、第三十三号の六ノ」を「別表第三十三号の二ノ、第三十三号の三ケ、第三十三号の四ノ、第三十三号の五ノ」に改める。

第十一条第一項中「第五十四条の二第四項」を「第五十四条の二第五項」に改め、同条第五項第八号中「及び第十二条第三項」を削り、「第八条第二項」を「第八条第三項」に改め、「同法第十二条第一項の規定による申請」を削り、同項第十五号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）」附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

附 則

この規則は、令和五年三月二十七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第十一条第一項の改正規定 公布の日
- 二 第九条、第十条及び第十一条第五項第十五号の改正規定 令和五年五月二十六日

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第九号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

8 第一項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第十一条の二を第十一条の三とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第十一条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の当該指定児童発達支援事業所外での活動及び取組のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するとき

は、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれがないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第五十七条及び第五十八条中「第十号」の下に「、第十一条の二第二項」を加える。第六十三条第七項中「第三項（）」を「第四項（）」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼児連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第六十五条第二項中「第六十三条第三項」を「第六十三条第四項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 指定障害児通所支援事業者（居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援の事業を行う者及び保育所等訪問支援に係る指定通所支援の事業を行う者を除く。）は、改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第十一条の二第二項の自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間は、当該自動車にブザー等を備えて同条第一項に定める障害児の所在の確認を行うことを要しない。ただし、当該指定障害児通所支援事業者は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第九条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の当該指定福祉型障害児入所施設外での活動及び取組のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第五十条及び第五十一条第二項中「第九条の二」を「第九条の三」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山口県農林総合技術センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十一号

山口県農林総合技術センター規則の一部を改正する規則

山口県農林総合技術センター規則（平成十九年山口県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「使用」を「施設の使用」に改め、同条第一項中「山口県農林総合技術センター使用許可申請書」を「山口県農林総合技術センター施設使用許可申請書」に改め、同条第二項中「山口県農林総合技術センター許可事項変更許可申請書」を「山口県農林総合技術センター施設使用許可事項変更許可申請書」に改める。

第五条の見出し中「使用」を「施設の使用」に改め、同条中「山口県農林総合技術セ

ンター使用許可申請書又は山口県農林総合技術センター許可事項変更許可申請書」を「山口県農林総合技術センター施設使用許可申請書又は山口県農林総合技術センター施設使用許可事項変更許可申請書」に改める。

第六条の見出し中「使用」を「施設の使用」に改める。

第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条の次に次の二条を加える。

(機器の使用の許可の申請)

第十条 農林総合技術センターの機器を使用しようとする者は、山口県農林総合技術センター機器使用許可申請書(別記第三号様式)を知事に提出しなければならない。

(機器の使用の許可等)

第十一条 知事は、前条の規定により山口県農林総合技術センター機器使用許可申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、使用を許可するかどうかの決定をし、その結果を当該山口県農林総合技術センター機器使用許可申請書を提出した者に対して通知する。

別記第一号様式中「山口県農林総合技術センター使用許可申請書」や「山口県農林総合技術センター施設使用許可申請書」の「の使用」や「の施設の使用」を改める。

別記第二号様式中「山口県農林総合技術センター許可事項変更許可申請書」や「山口県農林総合技術センター施設使用許可事項変更許可申請書」の「使用」や「施設の使用」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第3号様式(第10条関係)

山口県農林総合技術センター機器使用許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号 申請者 住所 氏名 (電話 局 番)

下記のとおり農林総合技術センターの機器の使用の許可を受けたいので、山口県農林総合技術センター規則第10条の規定により申請します。

記

使用しようとする機器	名称		使用期間	年 月 日	時 分	使用目的	使用責任者氏名	使用人 員	その他参考となるべき事項
	名	称							
								人	

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。  
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。



山口県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十四日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

山口県議会規則第一号

山口県議会会議規則の一部を改正する規則

山口県議会会議規則（昭和三十一年制定）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十条」の下に「第百二十一条」を加える。

第百十五条中「、印刷して」を削る。

第百二十条を第百二十一条とし、第十七章中同条の前に次の一条を加える。

（配布に代わる措置）

第百二十条 議長は、この規則の規定（第二十七条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）の規定を除く。）により配布する文書の記載内容と同一の内容を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）により議員（第百十五条（会議録の配布）の会議録にあつては、議員及び関係者）が閲覧することができる状態に置く措置を講ずることをもつて、これらの文書の配布に代えることができる。

附 則

この規則は、令和五年六月一日から施行する。

令和五年三月十四日  
発行

発行人  
所

山口県知事  
庁